

地方独立行政法人那覇市立病院業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第4号)第4条の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院(以下「法人」という。)の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により那覇市長(以下「市長」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人那覇市立病院定款(以下「定款」という。)第15条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
 - (2) 医療に関する調査及び研究
 - (3) 医療に関する従事者の研修
 - (4) 人間ドック、健康診断等の予防医療の提供
 - (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(内部統制に関する基本方針)

第5条 法人は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法又は他の法令、那覇市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものと

する。

(役職員の倫理等に関する事項)

第6条 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理及び行動に関する指針を定めるものとする。

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第7条 法人は、中期計画等の策定、進捗管理及び評価に関する事項を整備するものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第8条 法人は、役員を構成員とする内部統制委員会を設置し、その下で内部統制を推進するための規程等を整備するものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

第9条 法人は、リスク管理委員会を設置し、その下で業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

(情報伝達および情報システムに関する事項)

第10条 法人は、理事長の指示及び定款第1条の目的が確実に役職員に伝達される仕組み並びに職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組みを定めた情報伝達に関する規程等を整備するものとする。

2 法人は、情報システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）及び情報を利用可能な形式に整えて活用できる体制を定めた情報システムに関する規程等を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第11条 法人は情報セキュリティの確保に関し、情報システムに係るリスクに対するコントロールの適切な整備・運用及び情報漏えい（特にシステム管理を外部に委託している場合の漏えい）の防止を定めた情報セキュリティの確保に関する規程等を整備するものとする。

2 法人は、個人情報保護に係る点検活動及び適切な管理のための措置を定めた個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第12条 法人は、監事はその業務（監事監査及び監事によるモニタリングを含む。）を適正に遂行できるようにするため、監事及び監事の業務に関する体制を整備するものとする。

（内部監査に関する事項）

第13条 法人は、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

（内部通報・外部通報に関する事項）

第14条 法人は、内部通報窓口及び外部通報窓口の設置並びに内部通報者及び外部通報者の保護を含む内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

（業務の委託）

第15条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第16条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

（契約の方法）

第17条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

（予算の適正な配分に関する事項）

第18条 法人は、運営費負担金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

第19条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規定を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を

含む法人情報の Web 等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第 20 条 法人は、職員の人事管理及び懲戒に関する方針等を整備するものとする。

(役員等の損害賠償責任)

第 21 条 役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは法第 19 条の 2 第 1 項の規程に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員等の責任の一部免除)

第 22 条 法人は、前条の役員等の損害賠償責任について、法第 19 条の 2 第 4 項に定める要件に該当する場合には、市長の承認によって、賠償責任額から地方独立行政法人那覇市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例（令和 2 年 12 月 25 日那覇市条例第 51 号）で定める額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(委任)

第 23 条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

付 則

この業務方法書は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行する。